

一般社団法人鳥取県社会福祉士会 講師料等支払規程

2010年2月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という）が主催する研修事業、セミナー事業等において、講演、講義等を行う講師に対する講師料、その他の謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(講師の分類定義)

第2条 この規程において、「講師」を次のとおり分類定義する。

- (1) 内部講師 社団法人日本社会福祉士会本部研修の伝達研修講師、本会委員会内部での勉強会講師等、本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合における会員の講師
- (2) 外部講師 前号以外の場合で、外部に依頼する講師

(外部講師の格付け)

第3条 本会が招聘しようとする外部講師を別表1の基準により格付けする。
2. 別表1の基準によりがたい場合は、本会理事会の判断に基づき決定するものとする。

(講師料の支給額)

第4条 講師料は、前条に規定する格付けによって別表2のとおり支給するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本会理事会にはかり、決定するものとする。

(講師料の時間単位)

第5条 前条に規定する講師料は、あらかじめ講師に依頼し合意したプログラムにおける講義時間について、60分間を1単位とし算定するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、設定時間が1単位に満たない場合は、繰り上げて講師料算定とし、一単位を超えた場合は30分を0.5単位として算定基礎とする。

(講師料の支払方法)

第6条 講師料の支払に当たっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合は、源泉徴収は行わない。

(講師の旅費)

第7条 外部講師の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。なお自家用車の場合は、自宅から開催地までの往復距離を1km20円として計算する。
2. 内部講師の旅費については、費用弁償に関する規程第4条第2項の規定に従う。
3. 講師の宿泊費については、講師を招聘しようとする担当理事（以下「担当理事」と

いう。)が必要と判断した場合に、実費を支給することができる。

3. 講師がやむをえない事情によりタクシーを利用した場合は、担当理事の承認を得て、タクシー利用料金の実費を加算するものとする。

(その他の謝金)

第8条 その他の謝金については、別表2のとおり支給するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本会理事会にはかり、決定するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるほか、必要なことは、理事会の議決を経て、別に定める。

(改正)

第10条 この規程を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、本会の設立許可のあった日から施行する。

(1) 特別基準

- ① 特別A基準 社会的な著名人又は県外講師

(2) 大学講師基準

- ① 大学A基準 大学（含む短大・養成施設）教授
② 大学B基準 大学（含む短大・養成施設）准教授等

(3) 専門講師基準

- ① 専門A基準 特に高度な専門的資格・知識を有する者
（医師・弁護士・税理士・公認会計士・司法書士等）
② 専門B基準 高度な専門的資格・知識を有する者
（社会保険労務士・中小企業診断士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・看護師・作業療法士・理学療法士・管理栄養士等）

(4) 社会福祉施設・社協等講師基準

- ① 施設等A基準 施設長、社協事務局長
② 施設等B基準 指導監督職員、施設管理主任等
③ 施設等C基準 その他

(5) 行政職講師基準

- ① 行政A基準 国及び都道府県
② 行政B基準 その他

【外部講師】

| 区 分 | 基 準 | 1 単位 (60分) の単価【注1】 | 旅 費 | 備 考 |
|----------------------------|--|-------------------------------|----------------|------------|
| (1) 特別基準 | ① 特別 A 基準 | 10,000円～ 50,000円程度 (一回) | 実費 | 【注2】 |
| (2) 大学講師基準 | ① 大学 A 基準 ② 大学 B 基準 | 8,000円 5,000円 | 実費 実費 | |
| (3) 専門講師基準 | ① 専門 A 基準 ② 専門 B 基準 | 10,000円 4,000円 | 実費 実費 | |
| (4) 社会福祉施設 ・社協等講師基 準 | ① 施設等 A 基準 ② 施設等 B 基準 ③ 施設等 C 基準 | 8,000円 4,000円 3,000円 | 実費 実費 実費 | |
| (5) 行政職講師基 準 | ① 行政 A 基準 ② 行政 B 基準 | なし なし | 実費 実費 | 必要により宿泊費支給 |

【注1】講師の手取額は、源泉徴収するため、この金額に1.1を乗じた額。

【注2】講師の知名度、社会的な慣行等を考慮し、理事会が決定した額。

【内部講師】

①内部研修における会員の講師料等

| 区 分 | 1 単位 (60分)の 単価 | 旅 費 | 備 考 |
|-------------------|-------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 本部研修受講者の伝達研修講師 | なし | 費用弁償に関 する規程第4 条第2項の規 定に従う | |
| 委員会・ブロック内部での勉強会講師 | なし | なし | |
| 研修会(一般参加あり)の講師 | 5,000円 (一日) | | 費用弁償に関する規 程第4条第2項の規定 に従う |

②外部研修における会員の講師料等

| 区 分 | 内部講師 | 単位 | 備 考 |
|-------------------------------------|--------|----------|----------------------------|
| (1) 研修会・シンポジスト・パネラー謝金・コーディネート・座長・演習 | 2,500円 | 60分間 | 費用弁償に関する規程 第4条第2項の規定に従う |
| (2) 事例提供 | 2,500円 | 1 件 | 執筆のみで、報告は別途 |
| (3) 運営スタッフ | 2,000円 | 1 回(1 日) | 費用弁償に関する規程 第4条第2項の規定に従う |